

事 務 連 絡
令和2年12月25日

イベント開催団体 御中

東京都総務局総合防災部
危機管理調整担当課長

イベントの開催制限等の取扱いについて（補足）

日頃より、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨日、東京都より、令和2年12月24日付2総防管第2987号「イベントの開催制限等の取扱いについて」において、令和3年1月11日までのイベント開催にあたっては、その人数上限を5,000人とする旨を通知したところです。

この取扱いについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より明確化の依頼がありましたので、以下のとおり補足致します。

- ・本取扱いは、12月30日から令和3年1月11日までに開催されるイベントが対象となります（既にチケットの販売を開始しているイベントも対象となります。）。
- ・12月29日までに既にチケットの販売を開始しているイベントについては、12月29日までに販売されたチケット分を限度として、5000人を超えた人数上限を適用することとします。

以上、イベントの開催制限等の取扱いについて、ご理解のほど、よろしく願いいたします